

2017年1月20日

お客様各位

平素より帝都タクシーをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、平成28年12月20日付けで関東運輸局長より、特別区・武三交通圏（東京23区、武蔵野市、三鷹市）における一般乗用旅客自動車運送事業の新たな公定幅運賃が公示されました。これに伴い、弊社におきましても平成29年1月30日（認可施行予定）の運行車両より、新たなタクシー運賃・定額運賃にて営業を行ってまいりますので、ご案内申し上げます。

弊社と致しましては、社会的使命である「安全輸送」を最優先に考え、お客様に安全かつ快適な移動空間を提供するため、より一層の安全運行と接客サービスの向上に努めてまいります。これからも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

タクシー運賃改定の概要					
		改訂運賃 平成29年1月30日運行開始車両より		現行運賃 平成29年1月29日運行車両まで	
	区分	初乗運賃	加算運賃	初乗運賃	加算運賃
距離制	普通車	1.052km 410円	237m 80円	2.0km 730円	280m 90円
時間距離併用	普通車	時速10km以下の走行時間について 1分30秒までごとに80円		時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに90円	
時間制	普通車	変更ありません		初乗 1時間まで 4,650円 加算 30分までごとに 2,110円	
迎車回送料 料金		変更ありません		1回 410円	
時間指定 予約料金		変更ありません		1回 410円	
深夜早朝 割増料金		変更ありません		22時～5時まで 2割増	

改訂運賃は平成29年1月30日を運行日付として出庫する車両より適用されます。

○定額運賃はこちらをご覧ください

<http://www.teito-mot.com/taxi/ryoukin/teigaku/>

帝都自動車交通株式会社